

令和2年8月5日

職員の懲戒処分について

世田谷区長は、地方公務員法に基づき、令和2年8月4日付で職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職員の通勤手当の不正受給

(1) 被処分職員

子ども・若者部 主事 52歳 男性

(2) 事故の概要

上記職員は、平成27年4月以降、主な通勤方法をバイクに変更していたにもかかわらず、通勤届の変更手続きを怠り、令和元年10月支給分までの通勤手当を、バス及び電車を利用するものとして不正に受給していた。

なお、不正に受給した通勤手当については、既に全額返納している。

(3) 処分内容

減給5分の1 6か月

(4) 処分年月日

令和2年8月4日

2 職員の公務中の交通事故

(1) 被処分職員

生活文化政策部 主事 25歳 女性

(2) 事故の概要

上記職員は、令和元年7月1日、公務で区内を庁有車で移動中、信号機の赤信号に従う義務を怠り交差点に進入し、信号に従い進行していた車両に衝突し相手方に傷害を負わせ、同年10月11日に罰金50万円の略式命令を受けた。

(3) 処分内容

戒告

(4) 処分年月日

令和2年8月4日